

平成28年2月

群馬東部水道企業団議会定例会

会 議 録

群馬東部水道企業団

平成28年2月群馬東部水道企業団議会定例会会議録

平成28年 2月 8日 (月曜日)

1. 出席議員 11名

1番 大川陽一 議員	2番 久保田俊 議員
4番 向井誠 議員	5番 青木一夫 議員
6番 伊藤正雄 議員	7番 荻野忠 議員
8番 青木秀夫 議員	9番 今成隆 議員
10番 福田正司 議員	11番 河内初光 議員
12番 田部井健二 議員	

2. 欠席した議員

3番 山田隆史 議員

3. 説明のために出席した者

企業長 清水聖 義	副企業長 安樂岡一 雄
副企業長 石原 条	副企業長 金子正 一
理事 栗原 実	理事 富塚基 輔
理事 大谷直之	理事 村山俊 明
局長(太田市) 渡辺恭宏	副局長(太田市) 村岡 茂
部長(館林市) 打木雅人	課長(館林市) 浅野康彦
部長(みどり市) 吉野茂男	課長(みどり市) 大下 智
課長(板倉町) 荻野恭司	課長(明和町) 立川明浩
課長(千代田町) 石橋俊昭	部長(大泉町) 松島則光
課長(大泉町) 萩口誠一	課長(邑楽町) 茂木一夫
課長(太田市) 河田良造	課長補佐(太田市) 篠木達哉

4. 事務局出席者

議会事務局長 天笠秀男	
室長 塚越義秋	室長補佐 小郷隆士
室長補佐 小林徹	主査 青柳 淳
主任 川崎千穂	主事 塚越 崇元

議事日程(第1号)

平成28年 2月 8日 午後2時35分開議

群馬東部水道企業団議会臨時議長 河内 初光

第1 議長の選挙

議事日程(第1号の2)

平成28年 2月 8日 午後2時40分開議

群馬東部水道企業団議会議長 大川 陽一

第1 副議長の選挙

第2 議席の指定

第3 会期の決定

第4 会議録署名議員の指名

第5 議会議案第1号 群馬東部水道企業団議会定例会規則の制定について

議会議案第2号 群馬東部水道企業団議会会議規則の制定について

第6 議案第1号 群馬東部水道企業団公告式条例についての専決処分について

議案第2号 群馬東部水道企業団議会定例会条例についての専決処分について

議案第3号 平成27年度群馬東部水道企業団一般会計暫定予算についての専決処分について

第7 議案第4号 群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第5号 群馬東部水道企業団の休日を守る条例の制定について

議案第6号 群馬東部水道企業団監査委員条例の制定について

議案第7号 群馬東部水道企業団公平委員会設置条例の制定について

議案第8号 群馬東部水道企業団水道料金審議会条例の制定について

議案第9号 群馬東部水道企業団職員定数条例の制定について

議案第10号 群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

議案第11号 群馬東部水道企業団職員の分限に関する条例の制定について

- 議案第 12 号 群馬東部水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について
- 議案第 13 号 群馬東部水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 群馬東部水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 15 号 群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 議案第 16 号 群馬東部水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 17 号 群馬東部水道企業団特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 群馬東部水道企業団証人等関係人の実費弁償に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 議案第 20 号 群馬東部水道企業団職員の旅費に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 群馬東部水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 議案第 22 号 群馬東部水道企業団給水条例の制定について
- 議案第 23 号 群馬東部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定について
- 議案第 24 号 群馬東部水道企業団の債権管理に関する条例の制定について
- 議案第 25 号 群馬東部水道企業団下水道使用料徴収条例の制定について
- 第 8 議案第 26 号 平成 28 年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について 別冊
- 第 9 議案第 27 号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について
- 第 10 議案第 28 号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について
- 第 11 議案第 29 号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について
- 第 12 議案第 30 号 群馬東部水道企業団公平委員会委員選任の同意について

- 第 13 議案第 31 号 群馬東部水道企業団公平委員会委員選任の同意について
第 14 議案第 32 号 群馬東部水道企業団公平委員会委員選任の同意について
第 15 議案第 33 号 群馬県市町村総合事務組合への加入について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎臨時議長の紹介

事務局長（天笠秀男） 只今から本会議を開くわけでございますが、本定例会は、企業団が設立され、構成市町の議会における企業団議会議員の選挙後、初めての議会でございますので議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので出席議員の中で、河内初光議員が年長でございますのでご紹介申し上げます。

臨時議長（河内初光） 只今、ご紹介にあずかりました河内初光でございます。地方自治法第 107 条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくご協力の程、お願い申し上げます

◎開 会

午後 2 時 35 分開会

開会

臨時議長（河内初光） 只今から平成 28 年 2 月群馬東部水道企業団議会定例会を開会いたします。

◎あいさつ

臨時議長（河内初光） 日程に先立ち、企業長から本定例会、招集のごあいさつのため、発言を求められておりますので、許可をいたします。

企業長（清水聖義） 本日は、群馬東部水道企業団議会 2 月定例会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。平成 28 年 4 月 1 日から、3 市 5 町の水道事業が統合し、「群馬東部水道企業団」に生まれ変わります。

今の水道事業の状況については、人口の減少問題、節水機器が普及していることから、料金収入が減少しているということでもあります。また、高度成長期に建設をした浄水場や老朽管の更新に多額の費用がかかるということでもあります。なにかしなければいけないということで、市長、町長で相談をしてきたわけでありました。結論として、水道事業の統合をして問題解決に臨みたいということになりました。また、各議会で合意もいただきまして、ありがとうございました。安全、安心な水道水を未来にこれからも引き継いでいくためにも、また、地域住民の皆様方へのサービスを向上させるという意味からも、今後とも努力しなければならないと考えております。

現在、平成 28 年 4 月 1 日からの群馬東部水道企業団による水道事業開始に向けて、厚生労働省より創設事業認可をいただく事務を進めております。

結果として、私たち水道事業を行うものにとって、メリットが非常に大きいということで今後ともよろしくお願ひしたいということでございます。

今日の定例会でございしますが、群馬東部水道企業団で水道事業を運営していくために必要な条例、予算等の議案を提案させていただきます。

是非、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。定例会開催にあたってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎開 議

臨時議長（河内初光） これより本日の会議を開きます。

なお、議事の進行につきましては、群馬東部水道企業団議会会議規則が制定されておりませんので、今議会に議会議案第 2 号として提案されています企業団議会会議規則（案）に準じて進行したいと思います。

これに関して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎日 程

臨時議長（河内初光） 異議なしということでございます。

よって、議事の進行につきましては、群馬東部水道企業団議会会議規則（案）により進めてまいります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりでございます。

臨時議長（河内初光） その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承のほどお願いいたします。

◎仮議席の指定

臨時議長（河内初光） この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

臨時議長（河内初光） 仮議席は、ただいまご着席の席と指定いたします

◎議長の選挙

臨時議長（河内初光） 日程第1 議長の選挙の件を議題といたします。

臨時議長（河内初光） これより議長の選挙を行います。

臨時議長（河内初光） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

臨時議長（河内初光） これに関しまして、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

臨時議長（河内初光） ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

臨時議長（河内初光） お諮りいたします。
指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと思いをます。

臨時議長（河内初光） これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

臨時議長（河内初光） ご異議なしと認めます。
よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。
それでは、議長に、大川陽一議員を指名いたします。

臨時議長（河内初光） お諮りいたします。

ただいま、臨時議長において指名いたしました、大川陽一議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（河内初光） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、大川陽一議員が議長に当選されました。

◎当選の告知

臨時議長（河内初光） 只今、議長に当選されました大川陽一議員が議場におられますので、本席から企業団議会会議規則（案）第31条第2項の規定により告知をいたします。

◎新議長就任のあいさつ

臨時議長（河内初光） 只今、議長に当選されました大川陽一議員から、ご挨拶があります。

議長（大川陽一） 議長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

只今、本会議におきまして、議員各位の暖かいご支援により、群馬東部水道企業団議会の議長の重責を担うこととなり、職務の重大さを実感しておるところでございます。

本企业団は、本年4月に3市5町の水道事業を統合し、運営を開始いたします。今後、本企业団が発展を図るためにも、公平公正な議会運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましても、円滑な議会運営が図られますよう、ご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが就任の挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長交代

臨時議長（河内初光） 以上をもちまして、臨時議長の職務を終了させていただきます。

臨時議長（河内初光） 大川議長、議長席へお願いいたします。
（臨時議長、議長席から退席。大川議長着席）

◎議長交代

議長（大川陽一） それでは、只今から議長の職を務めさせていただきます。

◎休 憩

午後2時40分

休憩

議長（大川陽一） 議事日程作成のため暫時休憩いたします。

◎再 開

午後2時41分

再開

議長（大川陽一） 休憩前に引き続き会議をひらきます。

本日の議事日程は、ただいまお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

日程に入ります。

◎副議長の選挙

議長（大川陽一） 日程第1、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大川陽一） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

議長（大川陽一） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大川陽一) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、向井 誠議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました、向井誠議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大川陽一) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、向井誠議員が副議長に当選されました。

◎当選の告知

議長(大川陽一) 只今副議長に当選されました、向井誠議員が議場におられますので、本席から告知をいたします。

◎副議長就任あいさつ

議長(大川陽一) 只今、副議長に当選されました、向井誠議員からご挨拶があります。

議長(大川陽一) 向井誠議員

副議長(向井誠) 副議長の就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

この度、議員の皆様のご推挙によりまして、副議長に選ばれまして、誠にありがとうございます。本議会が公正、そして、円滑に運営されますよう、誠心誠意をもちまして、議長を支えてまいる所存でございますので、どうかよろしくお願いたします。誠に簡単ではございますが、副議長、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします

◎議席の指定

議長(大川陽一) 次に、日程第2、議席の指定を行います。

議席は、議長において指定いたします。

議長（大川陽一） 議員の氏名と議席の番号を天笠事務局長に朗読させます。

議長（大川陽一） 天笠局長

議会事務局長（天笠秀男） それでは、朗読をさせていただきます。

1 番 大川陽一議員、2 番 久保田俊議員、3 番 山田隆史議員、
4 番 向井誠議員、5 番 青木一夫議員、6 番 伊藤正雄議員、
7 番 荻野忠議員、8 番 青木秀夫議員、9 番 今成隆議員、
10 番 福田正司議員、11 番 河内初光議員、12 番 田部井健二議員、
以上でございます

議長（大川陽一） 只今、朗読したとおり、議席を指定いたします。

議会事務局長（天笠秀男） 大変恐れ入りますが、お手元の席札の議席番号に
掛けてあります白紙をお取り願います。

◎会期の決定

議長（大川陽一） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大川陽一） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

議長（大川陽一） 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において2番 久保田俊議員、5番 青木一夫議員
を指名いたします。

◎議案上程

議長（大川陽一） 次に、日程第5、議会議案第1号及び第2号の2議案を一
括議題といたします

◎提案理由の説明

議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

（河内議員挙手）

議長（大川陽一） 河内初光議員

議員（河内初光） 提案理由の説明を行います。

議案書、議会議案の1ページをお開き願います。

議会議案第1号及び議会議案第2号について、地方自治法第112条第1項の規定により提出いたします。賛成者は、久保田俊議員、山田隆史議員、青木一夫議員、伊藤正雄議員、荻野忠議員、青木秀夫議員、今成隆議員、福田正司議員、田部井健二議員でございます。

提案の理由を申し上げます。

議会議案第1号群馬東部水道企業団議会定例会規則についてでございますが、この規則は、企業団議会定例会条例の規定に基づき、定例会の開催月を定めるものであります。

次に、2ページをお開き願います。

議会議案第2号群馬東部水道企業団議会会議規則についてでございますが、この規則は、地方自治法第120条の規定に基づき、企業団議会会議規則を定めるものであります。

以上、議会議案第1号及び議会議案第2号の提案理由につきましての説明でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（大川陽一） 議事の都合により、議会議案第1号及び議会議案第2号の2議案について、討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

議長（大川陽一） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（大川陽一） これより採決いたします

議長（大川陽一） 最初に、議会議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議会議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長（大川陽一） 次に、日程第6、議案第1号から第3号までの3議案を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

（渡辺局長挙手）

議長（大川陽一） 渡辺局長

局長（渡辺 恭宏） 議案第1号、議案第2号及び議案第3号をご説明させていただきます。議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号 群馬東部水道企業団公告式条例の制定についての専決処分についてでございます。この条例は、地方自治法第16条第4項の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めたものでございます。

次に、議案書の4ページをお開き願います

議案第2号 群馬東部水道企業団議会定例会条例の制定についての専決処分についてでございますが、この条例は、地方自治法第102条第2項の規定に基づき議会定例会の回数を定めたものでございます。

次に、議案書の6ページをお開き願います。

議案第3号 平成27年度群馬東部水道企業団一般会計暫定予算についてでございますが、地方自治法第218条の規定に基づき、企業団設立後、事業開始までの準備に必要な予算を編成したものでございます。

以上の3件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、10月1日付で専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（大川陽一） 議事の都合により、議案第1号から第3号までの3議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

議長（大川陽一） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（大川陽一） これより採決いたします。

議長（大川陽一） 最初に、議案第1号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり承認されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり承認されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議案上程

議長（大川陽一） 次に、日程第7、議案第4号から第25号までの22議案を、一括議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

(渡辺局長挙手)

議長（大川陽一） 渡辺局長

局長（渡辺恭宏） 次に、議案第4号から議案第25号までの22件を、一括で提案の理由を申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

議案第4号 群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。この条例は、水道事業経営を行うに当たり、給水区域、給水人口及び1日最大給水量並びに地方公営企業法で制定義務のある事項を定めるものでございます。

次に、議案書の13ページをお開き願います

議案第5号 群馬東部水道企業団の休日定める条例の制定についてであります。この条例は、地方自治法第4条の2の規定に基づき、企業団の休日定めるものでございます。

次に、議案書の15ページをお開き願います

議案第6号 群馬東部水道企業団監査委員条例の制定についてであります。この条例は、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員による監査について定めるものでございます。

次に議案書の17ページをお開き願います。

議案第7号 群馬東部水道企業団公平委員会設置条例の制定についてであります。この条例は、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、公平委員会の設置について定めるものでございます。

次に、議案書の18ページをお開き願います

議案第8号 群馬東部水道企業団水道料金審議会条例の制定についてであります。この条例は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、審議会の設置及び運営に関して定めるものでございます。

次に、議案書の20ページをお開き願います

議案第9号 群馬東部水道企業団職員定数条例の制定についてであります。この条例は、地方自治法第172条第3項の規定に基づき、群馬東部水道企業団職員の定数を定めるものでございます。

次に、議案書の21ページをお開き願います。

議案第10号 群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の処遇等を公表することについて定めるものでございます。

次に、議案書の23ページをお開き願います。

議案第11号 群馬東部水道企業団職員の分限に関する条例の制定について

であります。この条例は、地方公務員法第27条第2項、第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續等について定めるものでございます。

次に、議案書の26ページをお開き願います

議案第12号 群馬東部水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定についてであります。この条例は、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒について定めるものでございます。

次に、議案書の28ページをお開き願います

議案第13号 群馬東部水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例の制定についてであります。この条例は、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓について定めるものでございます。

次に、議案書の30ページをお開き願います

議案第14号 群馬東部水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。この条例は、地方公務員法第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務を免除する場合について定めるものでございます。

次に、議案書の31ページをお開き願います

議案第15号 群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の制定についてであります。この条例は、地方公務員の育児休業に関する法律で制定義務のある事項について定めるものでございます。

次に、議案書の35ページをお開き願います。

議案第16号 群馬東部水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。この条例は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、議会議員の報酬、費用弁償及び支給方法について定めるものでございます。

次に、議案書の37ページをお開き願います

議案第17号 群馬東部水道企業団特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。この条例は、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、企業長、副企業長、監査委員及び公平委員の報酬、費用弁償及び支給方法について定めるものでございます。

次に、議案書の39ページをお開き願います

議案第18号 群馬東部水道企業団証人等関係人の実費弁償に関する条例の制定についてであります。この条例は、地方自治法第207条の規定に基づき、企業団の要請により出頭した証人等関係人の実費弁償について定めるものでございます。

次に、議案書の41ページをお開き願います

議案第19号 群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてであります。この条例は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、職員の給与の種類及び基準について定めるものでございます。

次に、議案書の49ページをお開き願います

議案第20号 群馬東部水道企業団職員の旅費に関する条例の制定についてであります。この条例は、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する職員の旅費について定めるものでございます。

次に、議案書の61ページをお開き願います

議案第21号 群馬東部水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。この条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約をすることができる契約について定めるものでございます。

次に、議案書の63ページをお開き願います

議案第22号 群馬東部水道企業団給水条例の制定についてであります。この条例は、水道法そのほか法令で定めるもののほか、企業団水道事業の給水についての料金、給水工事の費用負担その他の給水条件等について定めるものでございます。

次に、議案書の82ページをお開き願います

議案第23号 群馬東部水道事業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の制定についてであります。この条例は、水道法第12条、第19条第3項に基づき、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定めるものでございます。

次に、議案書の86ページをお開き願います

議案第24号 群馬東部水道企業団の債権管理に関する条例の制定についてであります。この条例は、債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案書の88ページをお開き願います

議案第25号 群馬東部水道企業団下水道使用料徴収条例の制定についてであります。この条例は、企業団規約に規定する構成市町の公共下水道等を使用する場合の使用料の徴収事務について、必要な事項を定めるものでございます。

以上で、議案第4号から議案第25号までの提案理由につきましての説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（大川陽一） これより質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります

◎討 論

議長（大川陽一） 議事の都合により、議案第4号から第25号までの22議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

議長（大川陽一） これより討論に入ります。
討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（大川陽一） これより採決を行います。

議長（大川陽一） 最初に、議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第13号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第14号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第15号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第17号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました

議長（大川陽一） 次に、議案第18号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第19号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第20号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第21号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました

議長（大川陽一） 次に、議案第22号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（大川陽一） 次に、議案第23号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(大川陽一) 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(大川陽一) 次に、議案第24号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(大川陽一) 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(大川陽一) 次に、議案第25号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(大川陽一) 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長(大川陽一) 大川議長 次に、日程第8、議案第26号を議題といたします。

◎提案理由の説明

議長(大川陽一) 朗読を省略し、ただちに提出者に提案理由の説明を求めます。

(渡辺局長挙手)

議長(大川陽一) 渡辺局長

局長(渡辺恭宏) 議案第26号 平成28年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について、ご説明いたします。

群馬東部水道企業団は、これまで3市5町が個別に経営しておりました水道事業を統合することにより、水資源の広域的利用や重複投資を避けた施設の合理的な利用を行い、水道事業運営の財政面や技術面での強化を目指しています。

平成28年度予算の作成にあたりましては、広域化による業務の一層の効率化を追求するとともに、老朽施設の更新事業については交付金を最大限に活用

するなど、広域化のスケールメリットを活かした内容となっております。

それでは、予算書に従いまして、順に説明させていただきます。

はじめに、別冊予算書の1ページをご覧ください。

第1条につきましては、総則でございます。

第2条につきましては、業務の予定量を定めるもので、今年度末の予定数で給水戸数19万1,100戸、年間総給水量593万5,000m³となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、水道料金等の水道事業収益につきましては、総額で、99億1,146万7千円を計上しております。また、水道事業費用につきましては、総額で、90億9,432万1千円を計上するもので、平成28年度の純利益といたしましては、予算書に記載はありませんが、収支差益、差し引き8億1,714万6千円を見込むものでございます。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出につきましては、国庫補助金、企業債をはじめとする資本的収入は、23億235万3千円を計上し、建設改良費、企業債償還金等の資本的支出に、58億1,638万9千円を計上するものでございます。なお、収入の不足額、35億1,403万6千円につきましては、当年度損益勘定留保資金等で充当するものでございます。

続きまして、予算書の2ページをご覧ください。

第5条につきましては、企業債の限度額等を定めるもので、平成28年度の企業債につきましては、12億円を限度額として発行するものでございます。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を、9億円に、第7条といたしまして、各項間の経費の金額の流用を、第8条といたしまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、また、第9条といたしまして、たな卸資産購入限度額を、それぞれ定めるものでございます。

また、3ページ以降に実施計画等を添付してございますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

以上、予算に関する提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（大川陽一） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（大川陽一） これより採決を行います。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長（大川陽一） 次に、日程第9、議案第27号を議題といたします

◎提案理由の説明

議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに企業長に提案理由の説明を求めます。

（企業長挙手）

議長（大川陽一） 清水企業長

企業長（清水聖義） 議案第27号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の92ページです。

本企业団の監査委員につきましては、企業団規約の規定に基づき、人格、識

見ともに優れ、経験豊かな高橋嘉一郎氏を選任致したいと存じます。

地方自治法の規定により議会の皆様方の同意を得たくご提案申し上げる次第でございます。

なお、高橋氏につきましては、住所は、太田市浜町34番2号で、生年月日は、昭和32年4月24日生まれの58歳でございます。

以上、議案第27号について説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（大川陽一） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に（他に）、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（大川陽一） これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案上程

議長（大川陽一） 次に、日程第10、議案第28号を議題といたします。

◎除 斥

議長（大川陽一） 地方自治法第117条の規定により、6番 伊藤正雄議員の退席を求めます。

（伊藤正雄議員 退席）

◎提案理由の説明

議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに企業長に提案理由の説明を求めます。

（企業長挙手）

議長（大川陽一） 清水企業長

企業長（清水聖義） 議案第28号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の93ページをお開き願います。

本企业団の監査委員につきましては、企業団議員の中から人格、識見ともに優れ、経験豊かな伊藤正雄議員を選任致したいと存じます。

地方自治法の規定により議会の皆様の同意を得たくご提案申し上げる次第でございます。

なお、伊藤議員につきましては、住所は、みどり市笠懸町阿左美2663番地、生年月日は、昭和24年12月9日生まれの66歳でございます。

以上、議案第28号についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます

◎質 疑

議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（大川陽一） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（大川陽一） これより採決いたします。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

◎除斥の解除

議長（大川陽一） 6番 伊藤正雄議員の入場を求めます。
（伊藤正雄議員 入場）

◎議案上程

議長（大川陽一） 次に、日程第11、議案第29号を議題といたします。

◎除斥

議長（大川陽一） 地方自治法第117条の規定により、12番 田部井健二議員の退席を求めます。
（田部井健二議員 退席）

◎提案理由の説明

議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに企業長に提案理由の説明を求めます。

（企業長挙手）

議長（大川陽一） 清水企業長

企業長（清水聖義） 議案第29号 群馬東部水道企業団監査委員の選任の同意につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の94ページでございます。

本企业団の監査委員につきましては、企業団規約の規定に基づき、企業団議員の中から人格、識見ともに優れ、経験豊かな田部井健二議員を選任致したいと存じます。

地方自治法の規定により議会の皆様の同意を得たくご提案申し上げる次第でございます。

なお、田部井議員につきましては、住所は、邑楽郡邑楽町大字中野1867番地6で、生年月日は、昭和27年1月16日生まれの64歳でございます。

以上、議案第29号についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（大川陽一） これより質疑に入ります

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（大川陽一） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（大川陽一） これより採決いたします。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

◎除斥の解除

議長（大川陽一） 1 2 番 田部井健二議員の入場を求めます。
（田部井健二議員 入場）

◎議案上程

議長（大川陽一） 次に、日程第 1 2、議案第 3 0 号を議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに企業長に提案理由の説明を求めます。
（企業長挙手）

議長（大川陽一） 清水企業長

企業長（清水聖義） 議案書の 9 5 ページをお開き願います。

議案 3 0 号 群馬東部水道企業団公平委員会委員選任の同意につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本企业団の公平委員会委員につきましては、横山溥氏を選任いたしたいと存じます。横山氏は、平成 1 5 年 1 0 月から太田市公平委員に就任しており、その実績から委員としてふさわしい人格、識見を有しており、適任であると考えます。

地方自治法の規定により、議会の皆様の同意を得たくご提案申し上げます次第

でございます。

なお、横山氏につきましては、住所は、太田市本町44番16号で、生年月日は、昭和19年9月17日生まれの71歳でございます。

以上で、議案第30号についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（大川陽一） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（大川陽一） これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案上程

議長（大川陽一） 次に、日程第13、議案第31号を議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに企業長に提案理由の説明を求めます。

（企業長挙手）

議長（大川陽一） 清水企業長

企業長（清水聖義） 議案31号 群馬東部水道企業団公平委員会委員選任の同意につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本企业団の公平委員につきましては、菅野忠夫氏を選任したいと存じます。菅野氏は、平成17年4月から太田市公平委員に就任しており、その実績から委員としてふさわしい人格、識見を有しており、適任であると考えます。

地方自治法の規定により議会の皆様の同意を得たくご提案申し上げる次第でございます。

なお、菅野氏につきましては、住所は、太田市下小林町15番地35で、生年月日は、昭和33年10月30日生まれの57歳でございます。

以上で、議案第31号についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（大川陽一） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（大川陽一） これより採決いたします。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案上程

議長（大川陽一） 次に、日程第14、議案第32号を議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに企業長に提案理由の説明を求めます。
（企業長挙手）

議長（大川陽一） 清水企業長

企業長（清水聖義） 議案32号 群馬東部水道企業団公平委員会委員選任の同意につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本企业団の公平委員につきましては、金谷嘉一郎氏を選任したいと存じます。金谷氏は、平成25年4月から太田市公平委員に就任しており、その実績から委員としてふさわしい人格、識見を有しており、適任であると考えます。

地方自治法の規定により議会の皆様の同意を得たくご提案申し上げる次第でございます。

なお、金谷氏につきましては、住所は、太田市新田大根町273番地1で、生年月日は、昭和9年11月7日生まれの81歳でございます。
以上で、議案第32号についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（大川陽一） これより質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（大川陽一） これより討論に入ります。
討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（大川陽一） これより採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います
（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案上程

議長（大川陽一） 次に、日程第15、議案第33号を議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（大川陽一） 朗読を省略し、ただちに提出者に提案理由の説明を求めます。
（渡辺局長挙手）

議長（大川陽一） 渡辺局長

局長（渡辺恭宏） 議案第33号について提案の理由を申し上げます。

議案書の98ページをお開き願います。

議第33号 群馬県市町村総合事務組合への加入についてでございます。

平成28年2月8日に群馬県市町村総合事務組合に加入し、本企業団に係る議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害補償に関する事務を同日から群馬県市町村総合事務組合において共同処理をしようとするものでございます。

以上、議案第33号の提案理由につきましての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（大川陽一） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（大川陽一） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大川陽一） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（大川陽一） これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（大川陽一） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

議長（大川陽一） 以上をもちまして、今定例会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。大変ありがとうございました

午後3時40分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

大 川 陽 一

群馬東部水道企業団議会臨時議長

河 内 初 光

群馬東部水道企業団議会議員

久保田 俊

群馬東部水道企業団議会議員

青 木 一 夫